

～屋外広告物を設置されたみなさまへ～

兵庫県の屋外広告物の制度について

より良い景観や安全・安心なまちづくりのため、屋外広告物の大きさ・高さなどの基準や、表示を禁止する地域などを、**兵庫県屋外広告物条例**で定めています。ここでは、基本的なルールをまとめていますので、ご一読ください。

① 許可申請が必要です

屋外に広告物を設置するときは、原則許可を受けることが必要ですが、許可には期限があり、広告板や広告塔などは最長2年間です（裏面をご覧ください）。設置工事後の工事完了届の提出や、許可期間を経過した後も継続して屋外広告物を表示する場合は、更新の手続きが必要です。更新許可を申請するには、屋外広告物の安全点検を行ったうえで、「自己点検結果報告書」などの添付が必要です。

また、広告物を撤去したときは除却届の提出が必要です。

② 屋外広告物の管理が重要です

広告物を設置又は管理する方は、安全性を定期的に点検し、補修など必要な維持管理をしなければなりません。

強風などでの落下事故には、特にご注意ください。

平成27年2月に、札幌市で屋外広告物が落下する事故が発生しています。

こんな広告物は注意！専門の業者に相談してみてもいいかもしれません。

その1 設置してから専門業者に点検してもらったことがない

その2 広告物の取り付け部分が錆びている

その3 弱い風でもぐらついている など

札幌で看板落下、女性重体

平成27年2月15日、13時55分ごろ、北海道札幌市中央区で、ビル4階の外壁から看板の一部が約15メートル下の歩道に落下し、歩いていた歩行者の頭部に当たり、重体となる事故が発生しました。

落下した看板は縦約30センチ、横約150センチ、奥行き約30センチの金属性で、重さは約20キロ。看板の設置時期は不明ですが、老朽化により、看板を固定する部品が腐食していたところ、強風にあおられて落下したものと考えられています。（北海道新聞より抜粋）

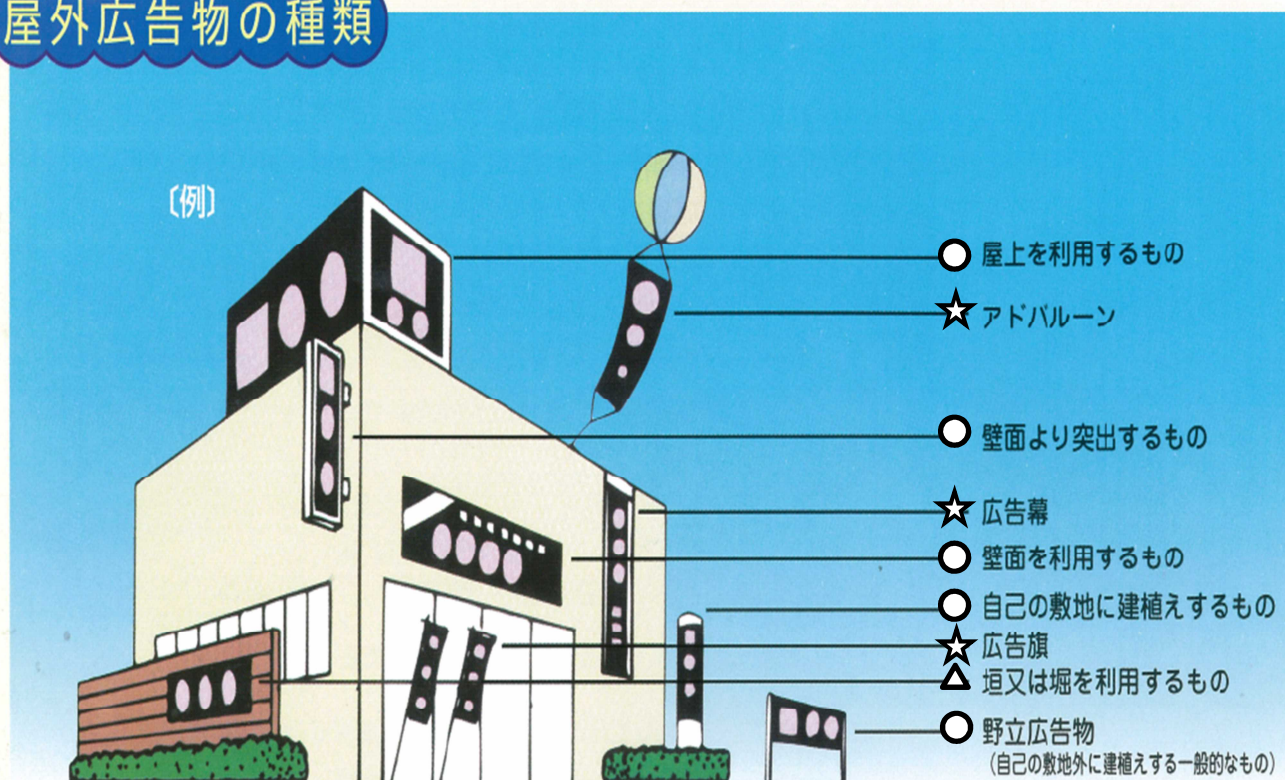
③屋外広告物の工事をする業者は登録が必要です

広告主から広告物の表示などを請負い、広告物を屋外に表示する等の工事を行うためには、氏名や営業所の所在地等を知事に登録する必要があります。また、登録するには営業所に必ず1人以上、資格要件を満たす業務主任者を置くことが義務づけられています。

屋外広告物の設置を業者に依頼する場合は、必ず兵庫県知事登録業者に依頼をしてください。(神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市の各市内で工事を行う場合は、それぞれの市の登録を受けた業者に依頼をして下さい。)

(参考) 屋外広告物の種類と許可の期間

屋外広告物の種類



〔許可期間〕

広 告 物 の 種 類	期 間
○ 屋上を利用するもの、壁面より突出するもの、壁面を利用するもの、自己の敷地に建植えるもの、野立広告物など	2年以内
△ 垣又は堀を利用するもの、電柱・街灯利用広告物、アーケード利用広告物など	1年以内
★ アドバルーン、広告幕、広告旗、はり紙、立看板など	30日以内

●詳しくは、各市町のホームページをご覧ください。

キーワード検索

兵庫県のホームページには「屋外広告物のしおり」を掲載しています。

http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd23/wd23_000000020.html